

寒川町契約規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (随 意 契 約) 第30条の2 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>1,300,000円</u> (2) 財産の買入れ <u>800,000円</u> (3) 物件の借入れ <u>400,000円</u> (4) 財産の売払い <u>300,000円</u> (5) (略) (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>500,000円</u> ～ 略 ～ (前 金 払) 第47条 契約金額が1件<u>1,300,000円</u>を超える工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）の工事請負契約を行う場合において、契約者が保証事業会社の前払金保証を有するものと確認したときは、当該契約金額の100分の40を超えない範囲の額を前金払することができる。この場合において、契約金額が250,000,000円を超える工事請負契約については、100,000,000円を限度額とすることができる。 2 契約金額が1件<u>500,000円</u>を超える委託（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量に係る委託に限る。）の委託契約を行う場合において、契約者が保証事業会社の前払金保証を有するものと確認したときは、当該契約金額の100分の30を超えない範囲の額を前金払することができる。 3～6 (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (随 意 契 約) 第30条の2 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>2,000,000円</u> (2) 財産の買入れ <u>1,500,000円</u> (3) 物件の借入れ <u>800,000円</u> (4) 財産の売払い <u>500,000円</u> (5) (略) (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>1,000,000円</u> ～ 略 ～ (前 金 払) 第47条 契約金額が1件<u>2,000,000円</u>を超える工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）の工事請負契約を行う場合において、契約者が保証事業会社の前払金保証を有するものと確認したときは、当該契約金額の100分の40を超えない範囲の額を前金払することができる。この場合において、契約金額が250,000,000円を超える工事請負契約については、100,000,000円を限度額とすることができる。 2 契約金額が1件<u>1,000,000円</u>を超える委託（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量に係る委託に限る。）の委託契約を行う場合において、契約者が保証事業会社の前払金保証を有するものと確認したときは、当該契約金額の100分の30を超えない範囲の額を前金払することができる。 3～6 (略) ～ 略 ～ <u>附 則</u>

この規則は、令和7年4月1日から施行す
る。